

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成 12 年（2000 年）に介護保険制度が創設され、サービスの充実が図られてきました。今では高齢者の介護になくてはならないものとして定着、発展していますが、さらなる高齢者の増加、現役世代の減少が見込まれる中、制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。

市町村の介護保険事業計画は、第 6 期（平成 27 年度（2015 年度）～29 年度（2017 年度））計画以降、「地域包括ケア計画」としても位置付けられ、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）までを見据えて地域包括ケアシステムの構築が目指されてきました。本市においても、誰もが住み慣れた地域で最期までその人らしく暮らせる地域社会づくりを目指し、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される体制の構築に取り組んできました。

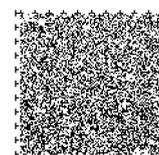
また、国においては、地域社会全体のあり方として、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超え、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」が目指されています。

令和 3 年度（2021 年度）から令和 5 年度（2023 年度）を計画期間とする第 8 期計画（以下、「本計画」といいます。）は、「地域共生社会」の考え方を踏まえ、継続して地域包括ケアシステムの整備を進めるとともに、さらに現役世代が急減することが見込まれている令和 22 年（2040 年）も念頭に置き、高齢者自身も役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせるまちづくりに向け、策定するものです。

2 計画の期間

本計画の期間は令和 3 年度（2021 年度）から令和 5 年度（2023 年度）の 3 年間となっています。なお、後半期には次期計画の策定に向けた現行計画の見直しを行います。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
計画 期間	第 7 期計画		第 8 期計画（本計画）			第 9 期計画			
策定 作業			見直し			見直し			見直し



3 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定された「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条に規定された「市町村介護保険事業計画」とを一体のものとして策定するものであり、本市の高齢者に関わる施策の方向性と、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の確保方策について明らかにしていくものです。

■老人福祉法

第20条の8第1項

市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

■介護保険法

第117条第1項

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

(2) 高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係について

高齢者保健福祉計画は、介護保険サービスの提供のほか、介護保険の対象とならない生活支援サービス等の提供も含めて、すべての高齢者に対して、心身の健康の保持及び日常生活を維持するために必要な措置が講じられるよう、高齢者福祉サービス全般にわたる方策を定めるものです。

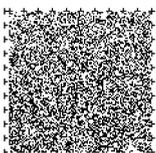
一方、介護保険事業計画は、介護サービスの見込量や制度の円滑な運営に資する方策等を定めるものであり、その内容は高齢者保健福祉計画に包含されていることから、両計画を一体として策定するものです。

■高齢者保健福祉計画

すべての高齢者を対象とした、保健福祉事業に関する総合計画

■介護保険事業計画

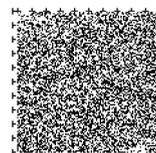
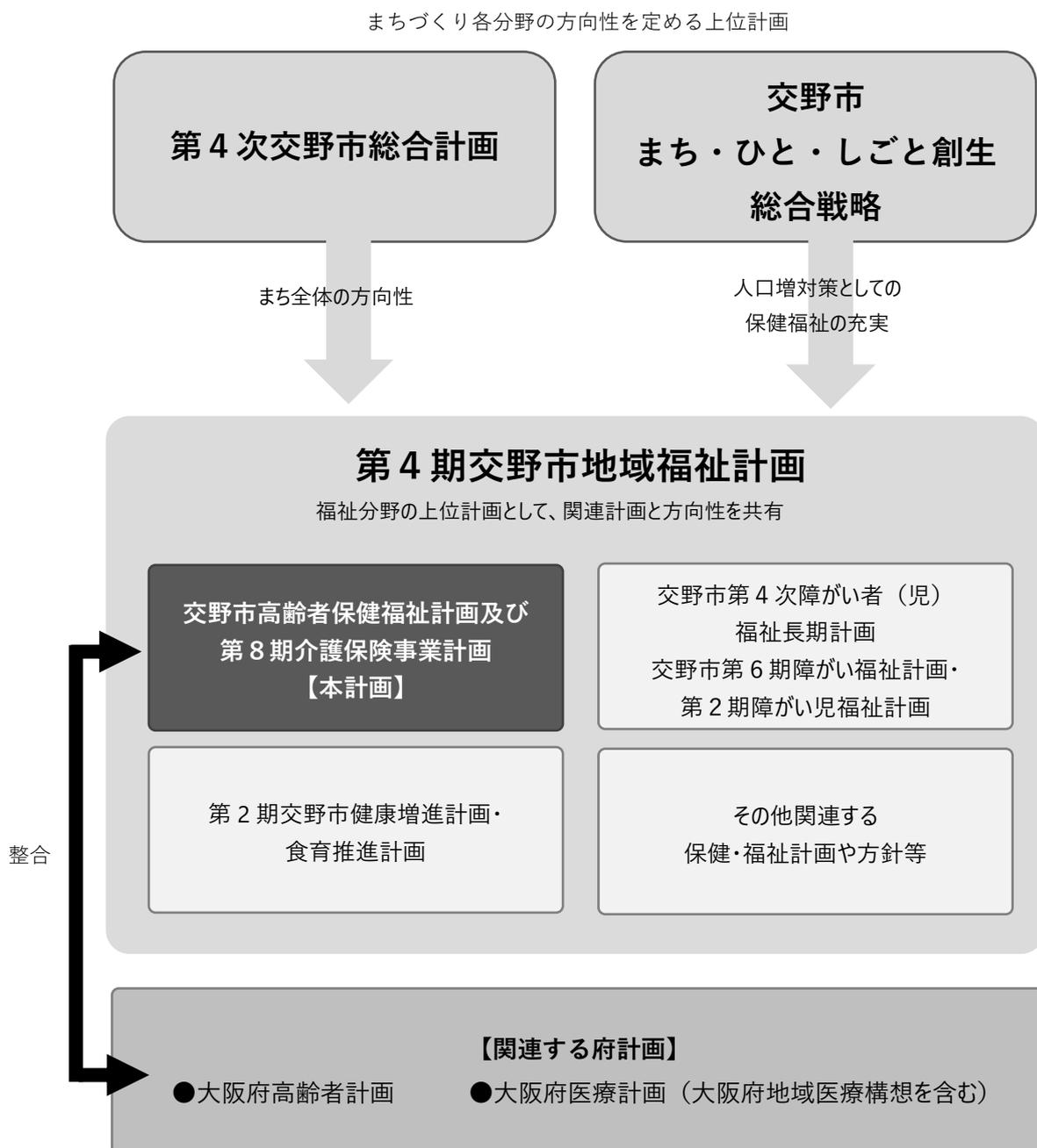
要介護（要支援）高齢者、要介護（要支援）となるリスクの高い高齢者を対象とした介護（予防）サービス、地域支援事業の基盤整備に関する実施計画



(3) 交野市総合計画に基づいた他計画との関係

本計画は、「第4次交野市総合計画」の高齢者施策の部門別計画として、また「交野市第4次障がい者（児）福祉長期計画」「交野市第6期障がい福祉計画」「第4期交野市地域福祉計画」等の関連する計画との整合を図り策定したものです。

■ 「交野市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」の位置づけ



(4) 交野市介護給付適正化計画との一体的作成

介護保険給付の適正化に向けては、これまで大阪府が「介護給付適正化計画」を策定し、本市は大阪府と一体となって取り組みを推進してきました。

平成 29 年（2017 年）の介護保険法改正により、市町村介護保険事業計画には介護給付等に要する費用の適正化に関して、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めることとされたところです。

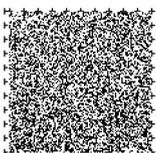
こうした法改正や、『介護給付適正化計画』に関する指針（令和 2 年 9 月 3 日老介発 0903 第 1 号）を踏まえて、本市においては「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」とともに「交野市介護給付適正化計画」を一体的に作成することにより、定期的な進捗管理を図りながら介護給付の適正化を推進していきます。

(5) 大阪府高齢者計画及び大阪府医療計画との関係

本計画の策定にあたっては、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（国基本指針）を踏まえるとともに、大阪府が市町村計画策定に際しての留意点をまとめた「第 8 期市町村高齢者計画策定指針」に基づくことにより、大阪府の地域性に十分留意し、大阪府が策定する「大阪府高齢者計画」との整合性を図っています。

また、団塊の世代が全員 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）に向けて医療需要の増加が見込まれる中、患者に応じた質の高い医療を効率的に提供する体制（病床の機能分化及び連携等）を確保していくことが求められています。本計画についても「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）を踏まえて平成 28 年（2016 年）3 月に定められた「大阪府医療計画」（大阪府地域医療構想を含む）との整合を図りながら、必要と見込まれる在宅医療・介護施設等の提供体制の整備に努めていく必要があります。

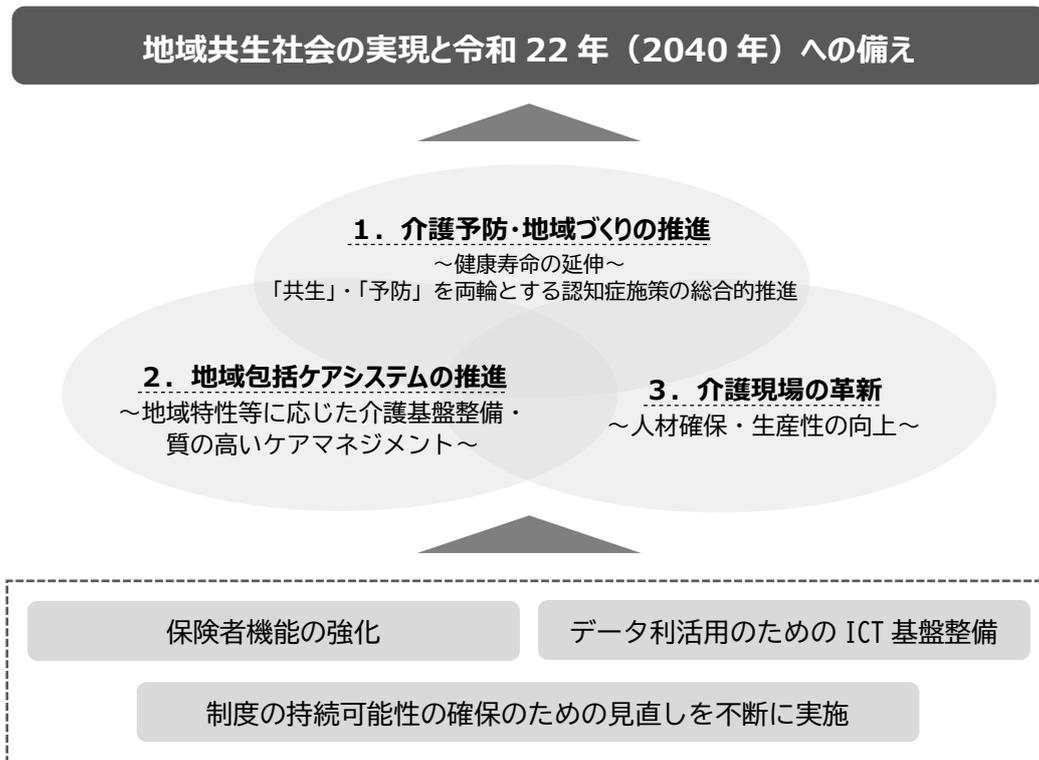
このため、本計画の策定にあたっては、「大阪府高齢者計画」及び「大阪府医療計画」との一体的な作成を図る観点から、医療・介護担当者等の関係者による「北河内圏域医療と介護の体制整備に係る協議の場」に参加すること等を通じてより緊密な連携に努めながら、これらの計画の計画期間に応じた統合的な整備目標・見込量を推計しています。



4 介護保険法の主な改正内容

(1) 介護保険制度改革のイメージ

令和 22 年（2040 年）に向けて「現役世代人口の急減」という重要課題に対応しながら、「介護予防・地域づくりの推進」「地域包括ケアシステムの推進」「介護現場の革新」に取り組み、地域共生社会の実現を目指していく必要があります。



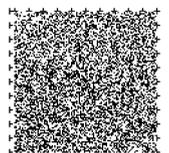
(2) 第 8 期介護保険事業計画策定の基本的な考え方

① 令和 7 年（2025 年）・令和 22 年（2040 年）を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

団塊世代が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）に向け、介護需要の見込みに合わせたサービス基盤整備など、中長期的な視野に立って、具体的な取り組み内容やその目標を計画に位置づけることが必要である。

② 地域共生社会の実現

地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現にあたっては、その理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取り組みが重要である。



③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

高齢者をはじめ、意欲のある人が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めるとともに、介護予防・健康づくりの取り組みを強化して健康寿命の延伸を図ることが必要である。

④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護需要の受け皿としての役割を担っており、質の確保や適切なサービス基盤整備を進めるため、都道府県・市町村間の情報連携を強化することが必要である。

⑤ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

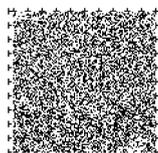
認知症の発症を遅らせ、認知症になっても自分らしく日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を両輪として、普及啓発・本人発信支援、予防、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援等に関する施策を推進する。

⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化

介護人材の確保について、介護保険事業（支援）計画に取り組み方針等を記載し、都道府県と市町村が連携しながら進めることが必要である。また、総合事業等の担い手を確保する取り組みや、介護現場の業務改善、文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進等による業務の効率化の取り組みを強化することが重要である。

⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所等との連携による防災や感染症対策に関する周知啓発や研修等の実施、関係部局との連携による介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備、都道府県、市町村、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築することが重要である。



5 本計画の策定体制

本計画は、以下の過程を経て策定しました。

(1) アンケート調査の実施

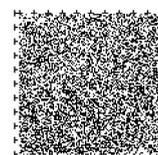
実施目的	計画の策定にあたり、市内在住の高齢者やその介護者に対して、日頃の健康や活動の状況、保健福祉サービスの利用状況、介護ニーズ等を把握することを目的とする
実施期間	令和2年(2020年)年1月23日(木)～令和2年(2020年)年2月5日(水)
実施対象	①市内在住の65歳以上の方(要介護認定を受けている方を除き無作為抽出) ②市内在住の65歳以上の方(要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた方のみを無作為抽出)
回収状況	①1,678件(配布件数:2,400件、回収率:69.9%) ②806件(配布件数:1,400件、回収率:57.6%)

(2) 団体対象調査の実施

実施目的	認知症対策の推進にあたり、地域の現状や求める支援について把握するとともに、今後の認知症対策のあり方について検討することを目的とする
実施期間	令和2年(2020年)年7月16日(木)～令和2年(2020年)年8月7日(金)
実施対象	・当事者及び家族会 ・事業所職員等 ・地域包括支援センター職員・ケアマネジャー

(3) パブリックコメントの実施

実施目的	計画の策定にあたり、意見聴取のために市内公共施設や市ホームページにおいて計画素案を公表し、市民等の意向を広く反映させることを目的とする
実施期間	・パブリックコメント 令和2年(2020年)12月25日(金)～令和3年(2021年)1月31日(日) ・計画素案の概要説明動画の公開 令和3年(2021年)1月15日(金)～令和3年(2021年)1月31日(日)
実施対象	市内に在住・在勤・在学している個人・法人・団体等
意見提出件数	0件



(4) 交野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会の開催

第1号被保険者及び第2号被保険者の公募委員や有識者、関係団体、関係機関などで組織された「交野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会」において、本計画についての意見交換及び、審議を行いました。

6 日常生活圏域の設定

本市においては、比較的狭い市域であること、地理的・地形的にも一体的となっていること、居住地域・住宅群も連綿としている現状、道路網・交通機関の状況から地域間の移動の利便性などを勘案し、市内全域を一つの日常生活圏域として設定しています。

本計画期間中に、人口や交通事業その他社会的状況の大幅な変化はみられないと考えられることから、引き続き市内全域を一つの日常生活圏域として設定し、介護保険サービスの基盤を整備していくこととします。

■日常生活圏域とは？

市域を“地理的条件”、“人口”、“交通事情その他社会的条件”などを勘案して身近な生活圏で分けられたものを「日常生活圏域」といいます。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、高齢者が日常生活を営んでいる地域を中心に、必要な介護保険サービス等の基盤整備のあり方を明らかにするため、地理的条件や人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備状況などを総合的に勘案して定める必要があります。国では、概ね30分以内に必要なサービスが提供される圏域として例示しています。

